

公益財団法人滋賀県文化財保護協会 第五次中期計画

目 次

- I 計画策定の趣旨
  - 1 計画策定の背景と趣旨
  - 2 計画の位置付け
  - 3 計画期間
- II 協会を取り巻く現状
  - 1 現状の把握
- III 取り組むべき事業の内容
  - 1 基本理念
  - 2 事業の柱
- IV 事業を実施するにあたっての課題への具体的取り組み
- V 中期計画の進捗管理
  - 1 進捗状況の把握等

I. 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景と趣旨

公益財団法人滋賀県文化財保護協会（以下「協会」という。）は、滋賀県内の文化財を調査・研究・保護し、それらを活用して普及啓発に努め、滋賀県の文化の向上に寄与することを目的に、滋賀県・県内市町の出資により昭和45年(1970年)4月に設立された法人であり、平成24年4月には公益財団法人に認定され、その目的の達成のために様々な事業に取り組んできた。

事業実施に当たっては、平成16年度から平成18年度を計画期間とした「中期計画」を皮切りに、「第二次中期計画」（平成19～21年度）、「第三次中期計画」（平成22～24年度）、「第四次中期計画」（平成25～29年度）を策定し、協会の果たすべき使命や役割、協会の存在意義を明確にしつつ、具体的な取り組み項目等を設定し計画的な推進に努めてきたところである。

今回、これまでの実績や取り組み内容の評価と点検を踏まえ、現行の「第四次中期計画」に替えて、あらためて「第五次中期計画」を策定するものである。

2. 計画の位置付け

この計画は、協会の運営にかかる基本計画であり、運営の指針とするものである。

### 3. 計画期間

この計画の期間は、平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間とする。

なお、昨今の文化財保護や協会を取り巻く課題は、短期的に変化するため、必要に応じて計画の見直しするものとする。

## II. 協会を取り巻く現状

### 1. 現状の把握

協会は、滋賀県の文化財保護の一翼を担う法人として、埋蔵文化財の発掘調査において中心的な役割を果たすとともに、滋賀県埋蔵文化財センター（以下「埋文センター」という。）、滋賀県立安土城考古博物館（以下「安土城考古博物館」という。）、滋賀県立琵琶湖文化館（以下「琵琶湖文化館」という。）の県の文化施設の管理や運営を受託する等、文化財の保存と活用に努めている。

このうち、発掘調査業務では、国・県事業のみならず、市町主体の発掘調査業務においても滋賀県教育委員会文化財保護課（以下「県教委」という。）と調整を行った上で、積極的に調査支援に取り組んでいる。

#### (1) 埋蔵文化財の調査

近年、全国的に公共事業の減少やインフラ整備の一定の終息等により埋蔵文化財調査の業務量は激減し、以前のような長期的な発掘調査業務は減少していく傾向にあるが、滋賀県下では平成 36 年度（2024 年度）の第 79 回国民体育大会が滋賀県内で開催されることになり、その関連施設の建設やアクセス道路の整備等、平成 28 年度後半から関連公共事業が実施されている。また、市町教育委員会からの記録保存目的の大規模発掘調査事業、史跡や名勝庭園の保存目的の調査等への協力依頼が増える傾向にある。

以上のような状況において、協会が迅速かつ柔軟に対応できる調査組織であり続けることが求められている。

#### (2) 文化財の保存と活用

これまで、主に文化財への県民の関心を高めるため、埋蔵文化財発掘調査成果展や整理調査成果報告会の開催、発掘調査成果を活かした連続講座や子どもおよびシニア向けの歴史体験学習等の実施に努めてきた。

また、平成 27 年度からは、市町や観光協会等の各種団体との連携のもと、文化財を社会資源化するリーフレットの編集・作成や観光ガイドの育成講座の開催、文化財講座への講師派遣、文化財ワークショップへの協力等、社会的要請に応じた事業の幅の拡大や市町の文化財事業との連携を図ることに努めている。

近年の埋蔵文化財保護行政は、単に遺跡の記録保存目的の発掘調査、遺跡の保存のみに主眼を置いたあり方ではなく、蓄積された調査成果や地域の文化財を活かす施策を展開することで、「地域づくり・人づくり」を目指すことにも主眼が置かれている。さらには、文化財保護法の改正（平成 31 年度施行予定）では総合的な視野に立った地域における文化財の保存・活用の推進の強化とその担い手の拡充等の方策が見込まれ、文化財の保存・活用に重点を置く傾向が高まるものと考えられる。

協会のこれまでの文化財の活用は、埋蔵文化財の調査成果に限られた内容が主眼であったが、上記の改正に迅速に対応するためには、地域の文化財全体に目を向けた取り組みが急務である。

### (3) 文化施設の管理運営

滋賀県の文化財の保存と調査、普及啓発を担う公益財団法人として、発掘調査成果やそれに基づく研究成果の発信に努めているほか、埋文センター、安土城考古博物館、琵琶湖文化館の3施設の管理運営を受託している。

埋文センターでは、施設の維持管理、出土遺物の保管、出前授業や体験講座等の普及啓発業務を行っており、琵琶湖文化館では、施設の維持管理に合わせ、収蔵品管理、他館への資料貸出、文化財講座やホームページによる文化財情報の発信等の普及啓発業務に取り組んでいる。

また、安土城考古博物館では、指定管理制度のもと、特別展・企画展等の展覧会や連続講座をはじめ、県民の文化の向上に資する事業を展開しているが、文化財保護法の改正では、博物館施設においても、文化財の積極的な公開・活用に資すること、博物館等の役割の強化、国際交流や外国人旅行者への対応等が推進すべき施策と見込まれており、これらへの取り組みも必要となる。

## Ⅲ. 取り組むべき事業の内容

### 1. 基本理念

《より積極的な社会貢献のための攻めの経営》

協会の強み・弱み、県民のニーズ、地域の課題等を把握・分析した上で、協会ならではの、社会貢献を積極的に進める。

### 2. 事業の柱

協会のこれまでの実績から生まれた強みを生かし、県民のニーズや地域の課題等を把握・分析し、以下の4つの事業を柱に、当協会ならではの、より積極的な社会貢献に努めるものとする。

- (1) 国・県の公共事業に関わる埋蔵文化財の調査を効率的に進め、市町事業等に関わる調査への支援依頼にも迅速かつ柔軟に対応するものとする。 ➡IV-(1)(2)
  - ア 正確かつ迅速な発掘調査および整理調査業務の実施
  
- (2) 文化財の調査・研究および情報発信に関する主体的事業を実施するとともに、文化財の社会資源化に関する事業において県や市町・民間との連携・協働を積極的に進めるものとする。 ➡IV-(2)
  - ア 県民のニーズに応えられる事業や活動の実施
  - イ 文化財保護法の改正に対応した、継続的かつ計画的な地域における文化財の保存・活用事業の実施

(3) 協会が有する文化財に関する情報を社会の要請に応じ、的確かつ迅速に発信するものとする。 ➡IV-(3)

ア 文化財の調査・研究および情報発信に関する主体的事業の創出

イ 協会の活動内容の情報発信

(4) 管理運営している3つの県の文化施設について、展示や保管等の事業に合わせて施設の維持管理に適切な措置を講じるとともに、文化財情報の発信の礎として公開・活用の強化に努める。特に、安土城考古博物館では、設置の趣旨を踏まえた展示内容を維持していくことはもちろんのこと、より幅広く県民の期待に応えられる博物館運営を行うことで、指定管理の成果目標の実現に努めるものとする。 ➡IV-(4)

ア 埋文センターおよび琵琶湖文化館の管理運営、安土城考古博物館の指定管理者としての責務の遂行

イ 琵琶湖文化館から新生美術館（仮称）への機能移転の確実な遂行

ウ 滋賀県の文化財の保護の一翼を担う公益財団法人としての危機管理の徹底

#### IV. 事業を実施するにあたっての課題への具体的取り組み

「第四次中期計画」（平成25～29年度）の取り組み内容の評価と点検の結果、①協会組織の人的側面の強化、②健全な財団運営、③情報収集力・発信力の強化、④県の文化施設の適切な管理運営の遂行等が課題として抽出されたところであり、その課題に対して以下の取り組みを行う。

##### **（1）協会組織の人的側面の強化**

公益財団法人として職員一人ひとりが社会の要請に応えながら、より力強い社会貢献を進めることができる人材の育成とその強化に努める。

###### ①文化財の活用事業を展開する人材の育成

文化財の保存・活用のため、事業のマネジメントと調整と運営、情報収集と発信等を担う人材の育成に努める。

###### ②職員の専門性の維持・育成と的確な人材配置

文化財を取り巻く社会的要請に応え得る職員の専門性を維持・強化し、課題に応じ得る人材を要所に配置する。

##### **（2）健全な財団運営**

公益財団法人として地域貢献を継続的に進めるためには健全な経営が求められる。よって、県内最大の文化財を取り扱う機関として、従来主に対処してきた発掘調査・整理調査業務に適正に対応し、それ以外の事業の幅の拡大、主体的事業の展開による外部資金の獲得にも努める。

###### ①文化財を通じた地域への貢献に焦点を当てた外部資金の獲得や各種事業の受託

文化財を活用した地域振興、文化資源を活かした社会的・経済的価値の創出に寄与できる事業の展開に努める。

## ②事業の実施体制の整備

市町事業や民間開発事業への柔軟な対応、多様な調査業務（保存処理、遺物整理、報告書の刊行等）の受託等を遂行するために、技術の向上や調査補助員の雇用と育成等、事業の実施体制の整備に努める。

## ③埋蔵文化財調査法人組織間の連携

埋蔵文化財調査法人組織の抱える課題の解決について、他法人とともに取り組む。

## ④危機管理の徹底

通常の業務を遂行する上で、事故等が発生しないよう事故防止策の徹底に努める。

### （３）情報収集力・発信力の強化

文化財を取り巻く社会のニーズに応えるべく、文化財の調査を通じた情報の発信と情報の収集に努める。

#### ①情報収集、発信する仕組みの再整備と実践

社会が求めているニーズをリサーチし、幅広い対応に努める。

#### ②各施設（埋文センター・安土城考古博物館・琵琶湖文化館）が連携した事業の広報

各施設の行事やイベントを活用して、相互の連携のもと情報発信に努める。

#### ③成果の〈見える化〉の強化

協会の社会貢献の活動を知ってもらうため、各取り組みの成果を広く公開する。

### （４）県の文化施設の適切な管理運営の遂行

埋文センター、安土城考古博物館、琵琶湖文化館の３施設の管理運営に万全を期すとともに、文化財情報の発信の礎として公開・活用の強化に努める。

特に安土城考古博物館については、県の意向を踏まえつつ、地域社会や地域住民に親しまれ、地域貢献の柱となる博物館を目指し、博物館に求められている役割や機能等の具体化を検討する。なお、取り巻く環境等を踏まえ、指定管理者として引き続き安土城考古博物館の管理運営に携わるかどうか検討を行い、次期指定管理の申請の是非等について検討する。

## V 中期計画の進捗管理

### 1. 進捗状況の把握等

本計画を計画的に遂行し、本中期計画の実施状況等を適切に把握するため、年３回程度の取り組み内容の点検と評価を行うこととする。点検と評価に当たっては、次長・各課長を中心とした中期計画検討会議（仮称）を設置して実施するものとする。

また、本計画の内容とその評価については、随時当協会ホームページにて公開するものとする。